

「安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱」第 5 条

第 5 項の選定基準に係る留意事項

	選定基準の留意事項
1 不誠実な行為の有無	<p>1 不誠実な行為の有無</p> <p>次に掲げる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 安芸高田市発注工事に係る指名競争入札に関し、予定価格を事前公表して行なった工事の競争入札において、予定価格を超える価格をもって申し込みをし、競争入札に参加する者として不相当であると認められる場合。</p> <p>(2) 安芸高田市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続して、受注者として不相当であると認められる場合。</p> <p>① 市工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、受注者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合。</p> <p>(3) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに受注者として不適切な事実が認められる場合。</p> <p>① 警察当局から安芸高田市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに受注者として不適切であると認められる場合。</p> <p>② 資格者又はその役員若しくは使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>③ 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとして、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 に基づく排除措置命令を受け、若しくは同法第 7 条の 2 若しくは第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令を受け、又は同法に違反する犯罪があったとして資格者である個人若しくは資格者の役員若しくはその使用人が公正取引委員会から刑事告訴された場合。</p> <p>④ 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>⑤ 建設業法第 28 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づく指示処分又は同条第 3 項若しくは第 5 項の規定に基づく営業停止処分(本市入札に参加し、又は本市入札の受注者になることを禁止する内容を含まない処分を除く。)の処分を受けた場合。</p> <p>⑥ 代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合。</p> <p>(4) その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、明らかに受注者として不適切であると認められる場合。</p>
2 経営状況	<p>営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状況が著しく悪化していると認められる場合は、指名しない。</p>
3 工事成績評定	<p>工事成績評定基準により評定された市工事成績の前年度の平均が 65 点を下回る場合は指名しない。</p>
4 地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事成績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確</p>

	<p>実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。</p> <p>また、市内業者については、積極的に指名すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>その地域における工事の手持状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判定する。</p>
6 工事についての技術的適正	<p>発注工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があるかどうかを判断する。</p> <p>(1) 上下水道課が登録する漏水修理業者を指名業者として選定する場合は、災害応急工事及び災害復旧工事の施工実績・成績を勘案すること。</p> <p>(2) 水道管布設工事の業者選定については、安芸高田市水道工事業業者指名選定取扱要領によるものとする。</p> <p>(3) 広島県・市町共同利用電子入札等システムに登録していない業者は、安芸高田市電子入札実施要領第2(3)により指名しない。</p> <p>また、発注工事の請負対象設計金額が、8,000 万円以上の場合には、特定建設業の許可を受けていない者は、指名しない。</p> <p>ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。</p>
7 安全管理及び労働福祉の状況	<p>1 次に掲げる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 安芸高田市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて、明らかに受注者として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 賃金不払いに関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続していて、明らかに受注者として不相当であると認められる場合。</p> <p>(3) 安芸高田市発注工事の施工にあたって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等、安全管理の措置が不適切であり、明らかに受注者として不相当であると認められる場合。</p> <p>2 次に掲げる場合に該当するときは、これに十分配慮する。</p> <p>(1) 安全管理成績が特に優良であると認められる場合。</p> <p>(2) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済に加入、契約履行していると認められる場合。</p>
8 同種の工事についての経験	<p>次の要件について総合的に判断する。</p> <p>(1) 発注工事と同種工事について、相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 発注工事と同種かつ同規模以上の工事について国、都道府県、市町村又はこれに準じる者と請負契約を締結し、誠実に履行していること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある。</p>
9 技術者の状況	<p>発注工事の種類に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。</p> <p>なお、発注工事の請負対象設計金額が、500 万円以上 3,500 万円未満(建築一式工事については、1,500 万円以上 7,000 万円未満)の工事の場合には、配置される主任技術者等の兼務できる件数は当該発注工事を含めて 5 件までとして判定する。</p>
10 工事に係る設計業務等の受託者との関係	<p>発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる(1)又は(2)に該当する者は指名しない。</p> <p>(1) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有している者。</p> <p>(2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。</p>